

## 総務委員会審査日程表

日時 令和6年12月12日（木）

午前10時 開議

場所 第3・4委員会室

- |    |        |  |
|----|--------|--|
| 第1 | 議案第63号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度流山市一般会計補正予算（第5号））                             |
| 第2 | 議案第64号 | 令和6年度流山市一般会計補正予算（第6号）  |
| 第3 | 議案第68号 | 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について                                       |
| 第4 | 議案第65号 | 流山市職員の給与に関する条例及び流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について        |
|    | 議案第66号 | 流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について                              |
|    | 議案第67号 | 流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について                           |
| 第5 | 議案第69号 | 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について |
| 第6 | 議案第70号 | 専決処分の承認を求めることについて（公用車物損事故に係る和解）                                      |
| 第7 |        | 所管事務の継続調査について  |

議案第68号

条例改正の承認を求めることについて（固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）

主 な 改 正 内 容		関係条項
書記の人数改正について	現在2名と規定されている書記の人数を審査申出の状況に応じ、必要な人数の書記を委員会に置くことが可能となる措置を講ずる。	第3条第1項

給与改定の概要

(議案第65号、議案第66号、議案第67号【改正概要】)

1 議案第65号(一般職について)

(1) 給料表

人事院及び千葉県人事委員会勧告で示された行政職給料表に準じて、給料月額を平均3.89%引き上げる(令和6年4月1日適用)。

また、特定任期付職員の給料月額についても引き上げる。

初任給(給料月額)

区分	級号給	現行	R6改定後	差額
大学卒	1級29号給	202,400円	225,600円	23,200円
高校卒	1級9号給	170,900円	194,500円	23,600円

(2) 期末・勤勉手当の支給月数

期末手当及び勤勉手当の年間支給月数を引き上げる。

(ア) 一般職員及び会計年度任用職員(+0.10月分)

(単位:月分)

		現行	R6改定後	R7以降
6月期	期末	1.225	1.225 (支給済み)	1.25
	勤勉	1.025	1.025 (支給済み)	1.05
	計	2.25	2.25 (支給済み)	2.30
12月期	期末	1.225	1.275	1.25
	勤勉	1.025	1.075	1.05
	計	2.25	2.35	2.30
年間	期末	2.45	2.50	2.50
	勤勉	2.05	2.10	2.10
	計	4.50	4.60	4.60

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員 (+ 0.05月分)

(単位：月分)

		現行	R6改定後	R7以降
6月期	期末	0.6875	0.6875 (支給済み)	0.70
	勤勉	0.4875	0.4875 (支給済み)	0.50
	計	1.175	1.175 (支給済み)	1.20
12月期	期末	0.6875	0.7125	0.70
	勤勉	0.4875	0.5125	0.50
	計	1.175	1.225	1.20
年間	期末	1.375	1.40	1.40
	勤勉	0.975	1.00	1.00
	計	2.35	2.40	2.40

(ウ) 特定任期付職員 (+ 0.05月分)

(単位：月分)

		現行	R6改定後	R7以降
6月期	期末	1.70	1.70 (支給済み)	1.725
12月期	期末	1.70	1.75	1.725
年間	計	3.40	3.45	3.45

2 議案第66号(特別職の職員について)

期末手当の年間支給月数を引き上げる(+0.10月分)。

(単位：月分)

		現行	R6改定後	R7以降
6月期	期末	2.225	2.225 (支給済み)	2.275
12月期	期末	2.225	2.325	2.275
年間	計	4.45	4.55	4.55

3 議案第67号（議会議員について）

期末手当の年間支給月数を引き上げる（+0.10月分）。

（単位：月分）

		現行	R6改定後	R7以降
6月期	期末	2.15	2.15 (支給済み)	2.20
12月期	期末	2.15	2.25	2.20
年間	計	4.30	4.40	4.40

流山市職員の給与に関する条例（昭和26年流山市条例第5号）新旧対照表（公布日施行）

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第19条の3まで及び附則第5項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の別に市長が定める日（次条及び第19条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（第22条第6項の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6か月 100分の100</p> <p>(2) 5か月以上6か月未満 100分の80</p> <p>(3) 3か月以上5か月未満 100分の60</p> <p>(4) 3か月未満 100分の30</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第5項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の別に市長が定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第19条 (同左)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6か月 100分の100</p> <p>(2) 5か月以上6か月未満 100分の80</p> <p>(3) 3か月以上5か月未満 100分の60</p> <p>(4) 3か月未満 100分の30</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 (同左)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定</p>

改正後	改正前
<p>める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前提任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第5項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前提任用短時間勤務職員 当該定年前提任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前提任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第5項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前提任用短時間勤務職員 当該定年前提任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>

流山市職員の給与に関する条例（昭和26年流山市条例第5号）新旧対照表（令和7年4月1日施行）

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第19条の3まで及び附則第5項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の別に市長が定める日（次条及び第19条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（第22条第6項の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6か月 100分の100</p> <p>(2) 5か月以上6か月未満 100分の80</p> <p>(3) 3か月以上5か月未満 100分の60</p> <p>(4) 3か月未満 100分の30</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第5項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の別に市長が定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第19条 (同左)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6か月 100分の100</p> <p>(2) 5か月以上6か月未満 100分の80</p> <p>(3) 3か月以上5か月未満 100分の60</p> <p>(4) 3か月未満 100分の30</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 (同左)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定</p>

改正後	改正前
<p>める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前提任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第5項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前提任用短時間勤務職員 当該定年前提任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前提任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第5項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前提任用短時間勤務職員 当該定年前提任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>

流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年流山市条例第28号）新旧対照表（公布日施行）

改正後		改正前	
<p>（特定任期付職員の給与の特例）</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p>		<p>（特定任期付職員の給与の特例）</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p>	
号給	給料月額（円）	号給	給料月額（円）
1	392,000	1	380,000
2	440,000	2	427,000
3	492,000	3	477,000
4	555,000	4	539,000
5	634,000	5	615,000
6	740,000	6	718,000
7	864,000	7	839,000
<p>2～5 （略）</p> <p>（流山市職員の給与に関する条例の適用除外等）</p> <p>第8条 流山市職員の給与に関する条例（昭和26年流山市条例第5号。以下「給与条例」という。）第3条から第5条まで、第8条から第10条まで、第10条の3、第14条から第17条まで、第18条の2及び第20条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第18条の5第1項及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。）」とあるのは、「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。）及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第18条の5第1項中「第18条の2に規定する職にあ</p>		<p>2～5 （略）</p> <p>（流山市職員の給与に関する条例の適用除外等）</p> <p>第8条 （同左）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第18条の5第1項及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。）」とあるのは、「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。）及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第18条の5第1項中「第18条の2に規定する職にあ</p>	

改正後	改正前
<p>る職員」とあるのは「流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年流山市条例第28号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第19条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とする。</p>	<p>る職員」とあるのは「流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年流山市条例第28号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第19条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の170</u>」とする。</p>

流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例新旧対照表（平成16年流山市条例28号）（令和7年4月1日施行）

改正後	改正前
<p>（流山市職員の給与に関する条例の適用除外等）</p> <p>第8条 流山市職員の給与に関する条例（昭和26年流山市条例第5号。以下「給与条例」という。）第3条から第5条まで、第8条から第10条まで、第10条の3、第14条から第17条まで、第18条の2及び第20条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第18条の5第1項及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。）」とあるのは、「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。）及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第18条の5第1項中「第18条の2に規定する職にある職員」とあるのは「流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年流山市条例第28号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第19条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とする。</p>	<p>（流山市職員の給与に関する条例の適用除外等）</p> <p>第8条 （同左）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第18条の5第1項及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。）」とあるのは、「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。）及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第18条の5第1項中「第18条の2に規定する職にある職員」とあるのは「流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年流山市条例第28号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第19条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とする。</p>

流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和52年流山市条例第5号）新旧対照表

○令和6年12月期

改正後	改正前
<p>(地域手当及び期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の地域手当及び期末手当の額並びに支給条件は、流山市職員の給与に関する条例（昭和26年流山市条例第5号。以下「給与条例」という。）の規定の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、期末手当基礎額は、6月1日及び12月1日現在において特別職の職員として受ける給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とし、その期末手当の額は、給与条例第19条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の232.5</u>」と読み替えた額とする。</p>	<p>(地域手当及び期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の地域手当及び期末手当の額並びに支給条件は、流山市職員の給与に関する条例（昭和26年流山市条例第5号。以下「給与条例」という。）の規定の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、期末手当基礎額は、6月1日及び12月1日現在において特別職の職員として受ける給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とし、その期末手当の額は、給与条例第19条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の222.5</u>」と読み替えた額とする。</p>

○令和7年6月期以降

改正後	改正前
<p>(地域手当及び期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の地域手当及び期末手当の額並びに支給条件は、流山市職員の給与に関する条例（昭和26年流山市条例第5号。以下「給与条例」という。）の規定の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、期末手当基礎額は、6月1日及び12月1日現在において特別職の職員として受ける給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とし、その期末手当の額は、給与条例第19条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の227.5</u>」と読み替えた額とする。</p>	<p>(地域手当及び期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の地域手当及び期末手当の額並びに支給条件は、流山市職員の給与に関する条例（昭和26年流山市条例第5号。以下「給与条例」という。）の規定の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、期末手当基礎額は、6月1日及び12月1日現在において特別職の職員として受ける給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とし、その期末手当の額は、給与条例第19条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の232.5</u>」と読み替えた額とする。</p>

流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年流山市条例第64号）新旧対照表

○令和6年12月期

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在において議長、副議長及び議員として受ける議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6か月 100分の100 (2) 5か月以上6か月未満 100分の80 (3) 3か月以上5か月未満 100分の60 (4) 3か月未満 100分の30</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当) 第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在において議長、副議長及び議員として受ける議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の215</u>を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6か月 100分の100 (2) 5か月以上6か月未満 100分の80 (3) 3か月以上5か月未満 100分の60 (4) 3か月未満 100分の30</p> <p>3 (略)</p>

○令和7年6月期以降

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在において議長、副議長及び議員として受ける議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6か月 100分の100 (2) 5か月以上6か月未満 100分の80 (3) 3か月以上5か月未満 100分の60 (4) 3か月未満 100分の30</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当) 第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在において議長、副議長及び議員として受ける議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6か月 100分の100 (2) 5か月以上6か月未満 100分の80 (3) 3か月以上5か月未満 100分の60 (4) 3か月未満 100分の30</p> <p>3 (略)</p>

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

1 千葉県市町村総合事務組合からの協議内容

布施学校組合立布施小学校が、令和7年3月31日をもって閉校することとなったことに伴い、当該学校を運営する布施学校組合( いすみ市及び御宿町で構成 )については同日付けで解散することとなった。

当該組合については、千葉県市町村総合事務組合( 以下「事務組合」という。 )を構成する一団体であることから、事務組合を組織する地方公共団体の数が減少すること及び事務組合規約中、「組合を組織する地方公共団体」に関する規定及び「組合の共同処理する事務に係る共同処理する団体」に関する規定を改めることについて、地方自治法( 昭和22年法律第67号 )第286条第1項の規定に基づく事務組合長からの協議を行うに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を必要とするものである。

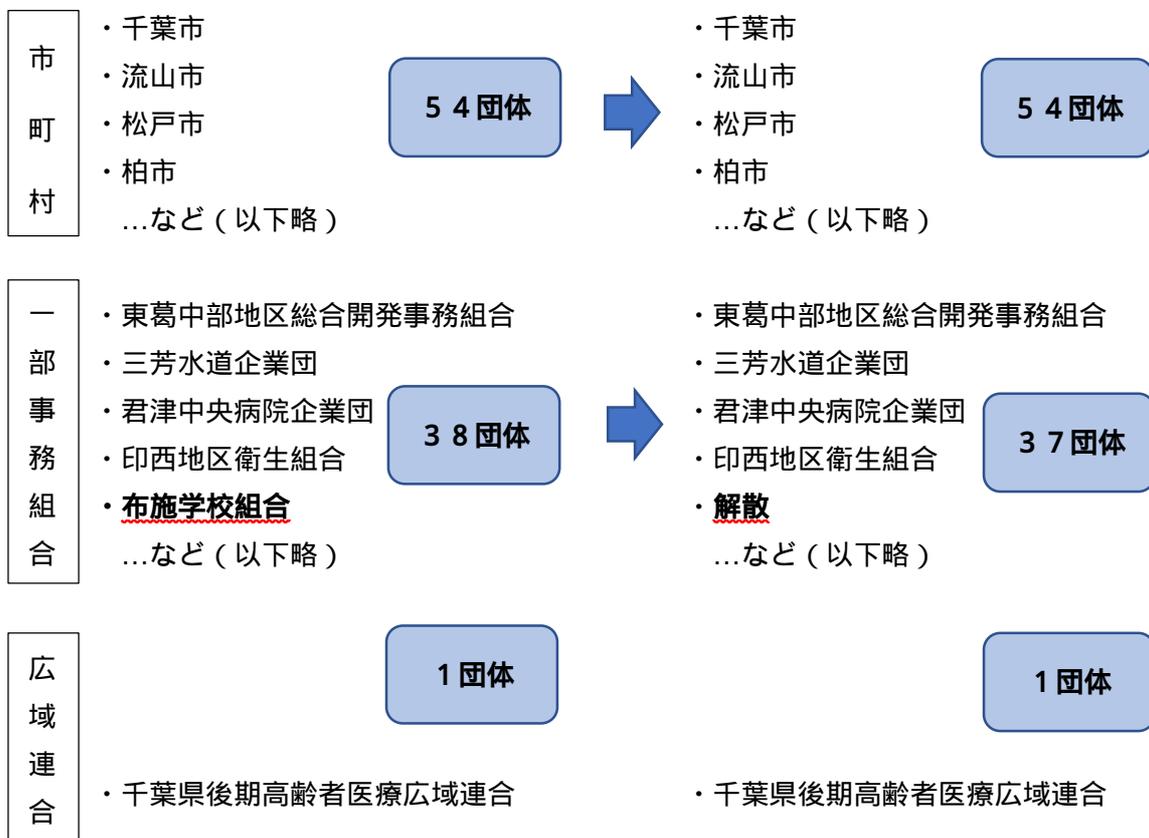
2 変更後の共同処理団体数

( 93 団体 )

令和7年3月31日まで

( 92 団体 )

令和7年4月1日から

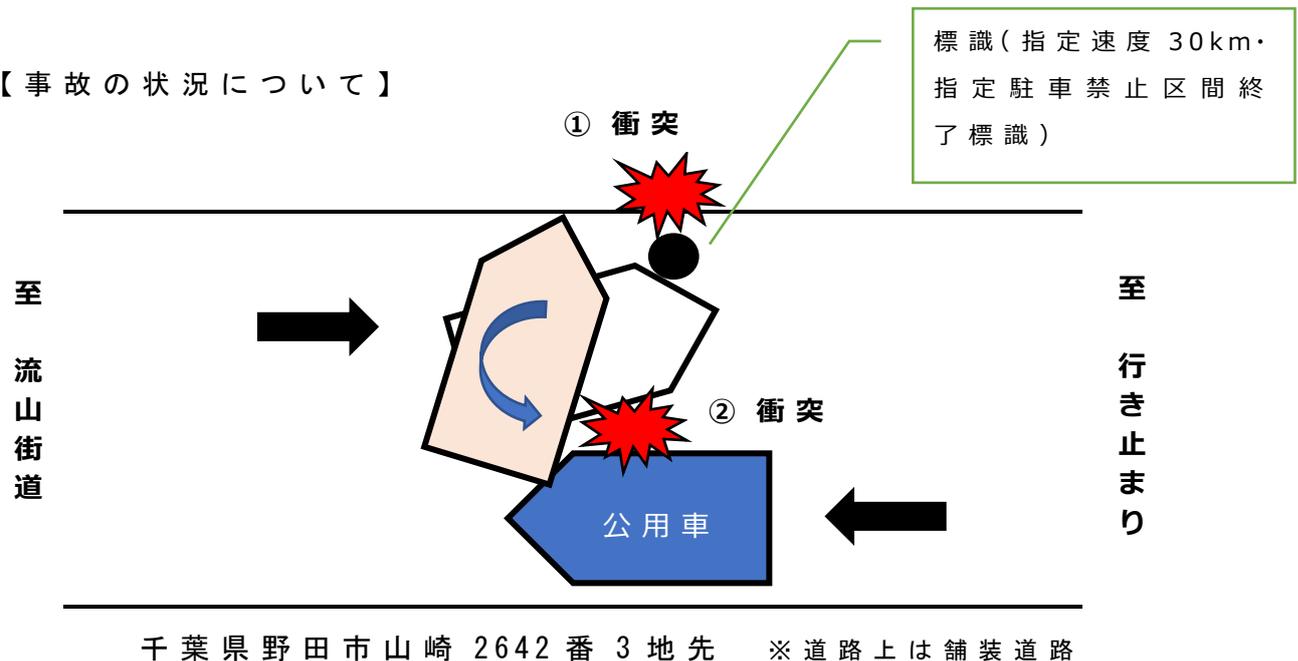


## 専決処分の承認を求めることについて (公用車物損事故に係る和解)

### 【概要】

本案は、公用車の物損事故に係る和解について、相手方と合意に達し、即時にこれを確定し、事件の解決を図ることについて特に緊急を要したことから、令和6年10月15日付で専決処分をしたので、その承認を求めるものです。

### 【事故の状況について】



令和6年7月28日午後5時頃、姉妹都市訪問の帰路時に相手車両とすれ違う際、相手車両が標識(図面「●表記」)に衝突し、その反動で相手車両右後方部が公用車進行方向に張り出し、衝突したものです。

本件は避けられない事故であったことから本市の過失はありませんでした。

### 【専決処分とした理由】

9月末に当該物損事故の示談金額の協議が整い、その結果、損害額が100万円を超えたことから、当初は第4回定例会に上程し、議決いただいた後に示談を取りかわす予定であったため、支払いは議決後となる旨を修理業者に伝えたところ、修理業者の社内規定により10月中の入金でなくてはならないとのことでした。

このため、早急に示談を成立させ、修理業者に支払う必要があったことから、地方自治法第179条1項により専決処分とさせていただいたものです。

# 事故発生場所

